

停電情報をLINE・チャットでお知らせします

停電情報をLINEでお知らせします。
ぜひお友だち追加してください！

お友だち
追加は
こちらから



停電・設備に関するお問い合わせは
チャットでも受付しています。ぜひ
ご利用ください

チャットは
こちらから



<お問い合わせ>



北海道電力ネットワーク（株）滝川ネットワークセンター お客さまサービス課
電話：0120-060-409（平日9時～17時）

令和4年度「虹の会」（ひきこもり家族交流会）

日時：毎月第2金曜日（8月除く）13時30分～15時30分

場所：滝川市まちづくりセンター「みんくる」
〔住所〕滝川市栄町3丁目6番28号

対象者：ひきこもり問題を抱える御家族で、同じ境遇の家族と話したい、心配事や悩み事を相談したいと思っている方

内容：（1）家族同士の意見交換による交流
（2）他機関が行うひきこもりに関する講演会等の情報提供

※本交流会は、匿名参加でもかまいません。秘密は厳守します。

お問い合わせ

北海道滝川保健所健康推進課健康支援係

電話：24-6201 FAX：23-5583

※申込方法：初回参加希望の方は、事前に保健所へお申し込みください。

だれでも食堂のご案内

浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

新型コロナウイルス感染症対策により、予約制での開催といたしますので事前にお申し込みをお願いします。マスク着用のうえ、ぜひお越しください！

日時：6月18日（土）11:30～13:30

※11:30から30分ごとの時間予約制です。

開催場所：ふれあいの家（中央団地敷地内）

申込先：電話090-2811-8196

メニュー：たこ焼き・とん汁

テイクアウトも出来ます（予約個数限定）。

代表 鎌田真美

料金：大人200円 18歳以下無料

※新型コロナウイルスの感染状況等により、中止となる場合があります。



浦臼町定住支援制度

浦臼町では定住人口増加や地域の活性化を促進するため、様々な支援を行っています。

住宅のリフォームや空き家・老朽住宅の除去工事等の費用を助成する「浦臼町住宅リフォーム等補助金」についてご紹介します。

補助対象者

- ・住宅の所有者で町内に居住している者（または、除却工事にあつては相続人）
- ・リフォーム後、直ちに町内に居住する者
- ・町税、水道料金、下水道料金を滞納していない者
- ・申請者の前年における世帯の総所得が550万円以下の者



補助条件

- ・町内業者と契約し、行う工事であること。
- ・工事費（消費税を除く）が50万円以上であること。
- ・固定資産税課税台帳に登載されている家屋であること（倒壊家屋の除却工事を除く）。
- ・同一の申請者、同一の住宅についての補助は1回限りとする。

※以前に補助を受けた方は、工事内容が変わっても対象となりません。

補助対象工事

- ・住宅のリフォーム（築後10年を経過した住宅の増築・改築・改修工事）

※内装仕上げ材のみを取り替える工事、設備機器の設置のみの工事、介護保険法の住宅改修費の支給対象となるもの等を除く。

※納屋、倉庫等のリフォームは対象外となります。

- ・住宅耐震改修工事
- ・空き家（倉庫など附属建物を含む）、老朽住宅の除却工事（建替えのための除却を除く）
- ・住宅用太陽光発電システム設置工事

補助額

- ・工事費（消費税を除く）の30%、限度額30万円（1,000円未満切り捨て）

補助申請

- ・対象工事着手前に、必要書類を添付の上、申請書を総務課企画係に提出してください。

※交付決定前に着手した工事については、補助を受けることができませんのでご注意ください。

注意事項

- ・申請後、工事を中止するときは中止届を提出してください。
- ・交付決定を受けた内容が変更となる場合は、必要書類を添付の上、変更承認申請書を提出してください。
- ・建築物を除却する場合は、建築基準法に基づく「建築物除却届」の提出が必要です。

また、延面積が80㎡以上の建物を除却する場合には、事前に建設リサイクル法に基づく「届出書」も必要となります。

お問い合わせ・申請書提出先

総務課企画係 電話：68-2111